



7月は国民健康保険証や各種認定証の更新月です

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられる保険制度です。適正に保険証や認定証の更新を行いましょ。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127

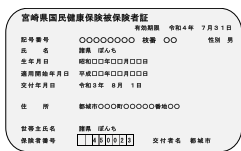
新しい保険証を7月下旬に郵送します

新しい保険証が届いたら、住所や氏名、生年月日を確認ください。8月1日以降に病院などを受診するとき、必ず新しい保険証を持参ください。

なお、不要となった保険証は処分するか、保険年金課または各総合支所市民生活課、各地区市民センターの窓口に戻してください。

【新しい保険証の有効期限】

国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日までの1年間です。ただし、次の人は、有効期限が異なりますのでご注意ください。



●69歳の人の 70歳の誕生日の末日

※1日生まれの人には誕生日の前日

●74歳の人の 75歳の誕生日の前日

各種認定証の更新

【国民健康保険】

次の①②の認定証の更新手続きを8月2日(月)から、保険年金課、各総合支所市民生活課、各地区市民センターで行います。なお、70歳未満で慢性腎不全の人を対象とする国民健康保険特定疾病療養受療証は手続き不要で、新しい受療証を7月末日までに郵送します。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

同一世帯で、国民健康保険加入者（擬制世帯主含む）全員の令和3年度市民税が非課税である国民健康保険加入者

②国民健康保険限度額適用認定証

①以外の国民健康保険加入者で70歳未満の人、または70歳以上75歳未満で保険証負担割合が3割のうち、住民税課税所得690万円未満の人

●手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証、現在所有している認定証、マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの、運転免許証などの身分証明書

※代理人手続きの場合、代理人の身分証明書を持参ください

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、対象となる人には、新しい認定証を7月末日までに郵送します。

後期高齢者医療保険料の変更

今回、保険料の均等割軽減割合の段階的見直しを終了し、これまで75割軽減であった人は、軽減割合が変更となります。変更月は、保険料の納付方法によって異なります。

●口座振替または納付書の人

7月から

●年金差し引きの人

10月から

所得要件別均等割の軽減割合

対象者の所得要件	均等割の軽減割合(年度)	
	R 2	R 3
軽減判定所得が 43万円以下(R 3) 33万円以下(R 2)	7.75割	7割
うち世帯 の被保険者 が全員所得 が各種なし	7割	